

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の概要

1. 法律制定の趣旨

国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革（競争の導入による公共サービスの改革）を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他の必要な事項を定める。

2. 法律の概要

(1) 国の行政機関等の責務

ア 国は、基本理念にのっとり、国（独立行政法人等、特殊法人を含む。）の公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札若しくは民間競争入札又は廃止の対象とする公共サービスを適切に選定するほか、国の関与その他の規制を必要最小限のものとする事により、民間事業者の創意と工夫がその実施する公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行わなければならないこと。

イ 国は、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備に努めるものとする事。

(2) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、地方公共団体の特定公共サービスに関し見直しを行い、官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、その対象とする特定公共サービスを適切に選定するほか、地方公共団体の関与その他の規制を必要最小限のものとする事により、民間事業者の創意と工夫がその実施する特定公共サービスに適切に反映されるよう措置するとともに、当該特定公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行うものとする事。

(3) 民間事業者の責務

公共サービス実施民間事業者は、基本理念にのっとり、その創意と工夫を生かしつつ、業務の公共性を踏まえてこれを適正かつ確実に実施するとともに、当該公共サービスに対する国民の信頼を確保するように努めなければならないこと。

(4) 公共サービス改革基本方針等

ア 公共サービス改革基本方針

内閣総理大臣は、公共サービスに関する情報を公表し、民間事業者・地方公共団体からの意見を聴取し、

(ア)競争の導入による公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置についての計画

(イ)競争の導入による公共サービスの改革に関する措置を講じようとする地方公共団体の取組を可能とする環境の整備のために政府が講ずべき措置についての計画

(ウ)官民競争入札又は民間競争入札(以下「官民競争入札等」という。)の対象として選定した公共サービス(以下「対象公共サービス」という。)の内容及びこれに伴い講ずべき措置

(エ)廃止の対象とする公共サービスの内容及びこれに伴い講ずべき措置を主な内容とする「基本方針」の案を作成し、国の行政機関等の長等と協議し、(10)アの機関の議を経て、閣議の決定を求めるものとする。

イ 地方公共団体における官民競争入札等の実施方針

地方公共団体の長は、官民競争入札等を実施する場合には、官民競争入札等の対象として選定した特定公共サービスの内容を主な内容とする「実施方針」を作成するものとする。

(5) 官民競争入札及び民間競争入札

ア 官民競争入札実施要項等

国の行政機関等の長等は、(4)の「基本方針」において選定された対象公共サービスについて、

(ア)対象公共サービスの詳細な内容及び確保されるべき質に関する事項

(イ)官民競争入札等に参加する者の資格に関する事項

(ウ)対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準に関する事項

等を内容とする「実施要項」を、(10)アの機関の議を経て決定すること。

イ 官民競争入札等への参加

(ア) 官民競争入札等に参加する民間事業者は、対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む対象公共サービスの具体的な実施方法及び入札金額を記載した書類を国の行政機関等の長等に提出し、申込みを行うこと。

(イ) 官民競争入札に参加する国の行政機関等の長等は、対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む対象公共サービスの具体的な実施方法及び対象公共サービスの実施に要する経費の金額を記載した書類を作成すること。

ウ 落札者等の決定

国の行政機関等の長等は、ア(ウ)の評価基準に従って、イの書類について評価し、(10)アの機関の議を経て、対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減の面で最も有利な書類を提出又は作成した者を当該対象公共サービスを実施する者として決定すること。

(6) 民間事業者が落札者となった場合における公共サービスの実施等

ア 契約

(ア) 国の行政機関等の長等は、落札した民間事業者と契約を締結し、対象公共サービスの実施を委託するものとする。

(イ) 民間事業者が、契約に従って対象公共サービスを実施できなかった場合等には、契約を解除することができるものとする。

イ 公共サービスの実施

(ア) 民間事業者は、アの契約に従って、対象公共サービスを実施するものとする。

(イ) 民間事業者の役員等について、守秘義務規定及びみなし公務員規定を設けること。

ウ 監督

国の行政機関等の長等は、対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要と認められるときは、民間事業者に対し、報告を求め、若しくは民間事業者の事務所に立ち入り、又は必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

(7) 法令の特例

ア 通則

官民競争入札等により落札した民間事業者が実施する公共サービスについて

は、法令の特例（ 財政法の特例、 国家公務員退職手当法の特例等）を適用すること。

イ 特定公共サービス

（ア）職業安定法の特例

民間事業者による職業紹介事業の取扱い範囲を制限する職業安定法の規定を適用しないこととすること。

（イ）国民年金法等の特例

国民年金保険料の納付請求業務については、弁護士以外の者であっても実施できるように措置するとともに、実施に当たっての行為規制等を適用すること。

（ウ）戸籍法等の特例

戸籍法等に基づく戸籍謄本等の交付の請求の受付及びその引渡し等の業務を民間事業者も行えるように措置すること。

(8) 国の行政機関等が自ら実施することとなった場合における公共サービスの実施等

国の行政機関等は、(5)のイ(イ)の書類の内容に従って、対象公共サービスを実施するものとする。

(9) 地方公共団体の特定公共サービスについても、(5)から(8)に準じた規定を設けること。

(10) 官民競争入札等監理委員会等

ア 内閣府に官民競争入札等監理委員会を設置し、官民競争入札の公正な実施の監理等を行うものとする。

イ 官民競争入札等を実施する地方公共団体に、条例で官民競争入札等の公正な実施の監理等を行う審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

(11) その他

ア 競争の導入による公共サービスの改革を円滑に推進するための措置

国は、民間事業者が落札した場合における公務員の配置転換（府省をまたぐ配置転換を含む。）等の措置を講ずるよう努めるものとする。

イ 施行期日

公布の日から6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行するものとする。